

## 志賀町初回産科受診費用助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、志賀町初回産科受診費用助成事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定め、初回の産科受診料の費用にかかる経済的負担の軽減を図るとともに、早期の妊娠の届出を勧奨し、母体と胎児の健康の保持及び増進に資するため、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援及びサービスにつなげることをもって妊婦への支援体制の整備を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 事業による助成（以下「助成」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしている妊婦とする。

- (1) 産科の初回受診で妊娠と判定されていること。
- (2) 申請日及び受診時点において、対象者が住民基本台帳法（昭和22年法律81号）第5条に基づく本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 対象者及びその扶養義務関係にある同一世帯に属する者（別世帯であつて、本人と生計を一にする場合を含む。）が、当該年度の市町村民税（当該年度の市町村民税が確定していない場合は、前年度の市町村民税）の課税状況等の確認に同意していること。
- (4) 受診医療機関等の関係機関と本町が、支援に必要な情報（妊婦健診の受診状況や家庭状況等を含む。）を共有することに同意していること。

### (助成の対象及び助成額)

第3条 助成の対象となる経費は、対象者が医療機関において妊娠判定に要する問診、診察、尿検査及び超音波検査（医療機関が必要と判断した場合に限る。）に係る費用とする。

- 2 助成金の額は、前項に規定する受診項目に係る費用の自己負担相当額とし、1回の妊娠に係る判定につき10,000円を限度とする。

### (助成の回数)

第4条 同一の対象者に対する助成は、同一年度につき2回を限度とする。

### (助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、志賀町初回産科受診費用助成事業交付金申請書兼請求書（以下「申請書」という。）（様式第1

号) に関係書類を添えて、町長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請期限は、受診日から起算して1年以内とする。

(助成の決定)

第6条 町長は、申請者より申請書を受理したときは、速やかに内容を審査して、助成金の額を決定するとともに、志賀町初回産科受診費用助成事業交付金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。また、不交付を決定した場合はその理由を添えて志賀町初回産科受診費用助成事業交付金不支給決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定を通知したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正により助成を受けた者に対し、当該助成を受けた額の全額または一部を返還させることができる。

(秘密の保持)

第8条 事業の関係者は、知り得た情報を事業の目的以外に利用しないこととはもとより、申請者の心理及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する